

南幌町特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時

令和8年6月19日(金) 午前10時00分から午前12時00分

2 開催場所

南幌町役場3階 各種委員会室

3 出席者

委員：林 裕司（南幌町農業協同組合代表理事組合長）、上原正希（星槎道都大学 教授）、岡 眞一（南幌町元議員会 会長）、永原隆夫（南幌町区長会会長）
本間秀正（南幌町社会福祉協議会会長）、和田 修（南幌町商工会会長）
町部局：大崎貞二町長 事務局：岩本 聖（総務課長）、時田 厚（総務課長補佐）
松田知大（総務係長）、加藤知世（総務係主任）
議会事務局：藤田雅章（議会事務局長）、富木孝郎（議会事務局議事係長）

4 審議会への諮問について

大崎町長から林会長へ諮問書を手交する

5 議 事

（1）諮問について

（2）まちづくり特別委員会報告書（議員定数及び議員報酬に関する調査
検討状況報告書）について

6 会議資料

（1）南幌町特別職報酬等審議会次第

（2）令和8年度南幌町特別職報酬等審議会委員名簿

（3）南幌町特別職報酬等審議会条例

（4）南幌町特別職報酬等審議会条例施行規則

（5）諮問書

資料1 議会まちづくり特別委員会報告書（議員定数及び議員報酬に関する調査
検討状況報告書）

議事内容

総務課長	皆様おはようございます。岩本です。よろしくお願いします。ご案内の時間より若干早いですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今から令和8年度 第1回南幌町特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、時節柄何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 開会に先立ちまして、大崎町長よりご挨拶を申し上げます。
大崎町長	皆さま、改めましておはようございます。審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。 皆様方におかれましては、ご多忙の中、本日の審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より町政運営に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 中東情勢の影響緩和報道されております。予断を許さない状況が続いておりますが、1日も早い戦闘の終結を願うところでございます。 また、基幹産業の農業につきましては、林組合長がおられますが、天候に恵まれ、作業が順調に進むとともに、作物の生育も良好でございます。 さて、今回は町理事者の給与並びに非常勤特別職の報酬額の改定についてご審議をいただきました。今回は、議員定数及び議員報酬に関する調査検討報告書の結果を踏まえ、先般、議会議長より議員報酬の改定に係る申入れがありましたことから、本日の審議会へ諮問をさせていただくものでございます。委員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。楚辞ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	ありがとうございます。 本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 また、委員皆様の任期につきましては、令和9年12月までの任期となっております。委員の変更は無く、また審議会条例・規則については、前回開催時から改正等はありません。 ここで本日の審議会に議会事務局の職員が説明員として出席して

	ございますので、ご紹介をさせていただきます。 議会事務局 藤田議会事務局長です。(藤田局長 挨拶) 同じく富木係長です。(富木係長 挨拶) それでは皆様方にはお手元にレジメ資料があるかと思います。それに沿って審議会を進めてまいります。 本日の出席委員は6名全員でございます。 なお、町特別職報酬等審議会条例施行規則第3条の規定により本会議が成立することを報告します。続きまして、レジメの3. 審議会への諮問として、大崎町長から林会長に議会議員報酬の額について、諮問書の交付を行います。大崎町長、林会長は机の前にお進みください。
町長	(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付し写真撮影) 〈諮問内容〉議会議員報酬額について(諮問) 南幌町特別職報酬等審議会条例(令和6年南幌町条例第23号)第2条の規定により、南幌町議会議員の月報酬の額について意見を求めます。
総務課長	大崎町長は他の公務のためここで退席させていただきます。 (町長退席) それでは、レジメに沿って進めてまいります。続いて、林会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
会長	それでは皆さん、改めましておはようございます。審議会ということで、前回特別職の給料等ということで皆さんにご参集いただいたわけでございますけれども、今回においては、議員さんの報酬額ということで、皆さんそれぞれ事情、お仕事ある中ご参集いただいたこと、本当に私からもお礼を申し上げる次第でございます。いろいろと上がってる内容は厳しいものかなというふうに思っておりますし、しばらく議員の報酬についても上がっていなかったのかなというふうに思います。数字を見た中で言えば20%アップということですが、こ

	れが適正かどうかということ、皆さんの意見を踏まえた中で、慎重審議を進めさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解そして、議事の進行におかれましても、スムーズな進行ということで、皆さんのご協力を賜りますようお願い申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。どうか慎重審議よろしくお願いいたします。
総務課長	林会長、ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事の進行、林会長より宜しく願いいたします。
会長	それでは、早速審議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議事（１）諮問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議事（１）諮問についてご説明させていただきます。以後の説明につきましては着座にてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 議員報酬につきましては、平成１４年１２月の改定以降、２０年以上にわたり見直しが行われておりません。 また、先ほど、町長のご挨拶にもありましたが、令和６年度の理事者並びに非常勤特別職報酬額を審議した際に、議会議員の報酬等の額の改定につきましては、次回選挙が令和９年４月に行われる予定であることから、令和８年度中に協議する予定である旨、委員皆様にご説明してございます。 この度、議会まちづくり特別委員会においては、議員報酬額が議員の成り手不足の要因の一つであるとの観点から調査・検討し、「まちづくり特別委員会報告書」と併せて、側瀬議長名で南幌町特別職報酬等審議会への開催依頼が町長宛てに送付されたことを受けまして、大崎町長より先ほど、林会長に諮問書が送付された次第です。今回の審議会では、次の審議事項にありますとおり、まちづくり特別委員会報告書をもとに、今後、２回程度の開催を予定させていただきます、答申案が完成するまで開催することとさせていただきますので、委員皆様にはお忙しい中恐縮ではございますが、ご審議いただきますよう、宜しくお願い致します。以上で説明を終わります。

会長	ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等、何かございましたらお受けいたしますのでよろしくお願いいたします。
B 委員	今説明でね、２回程度の会議の開催ということを言われてますよね。会議の審議の内容によっては、３回４回と、前回も予定より１回オーバーしたということもあるんですけども、今回の資料を拝見しますと、大変ご苦労されたと思うんです。細かいところまでいくとね。果たして２回で終わるかというようなことで、会長の進め方にもよるんでしょうけれども、そういう懸念があるということを最初に申し上げておきたいと思います。
会長	私もその点については、今後２回程度の開催とするということで役場の方からも話があったわけでございますけれども、その点については、２回と言わず、皆さんがある程度の納得、ご理解を得た中で、また特別職の取り組みと同様に、やりたいなというふうに回数を２回と区切らないでやりたいなと思っておりますけれども、事務局の方はよろしいですか。
事務局	はい。宜しくお願い致します。
会長	よろしくお願い致します。そういうことで皆さんがご理解いただけるような内容で会議にしたいなというふうに思いますのでよろしくご協力のほどお願いいたします。他に何か皆さんの方からご質問ご意見等ございませんか。こういう内容で進めさせていただいてよろしいですか。
委員	はい。
会長	ありがとうございます。それでは、今後は２回以上の開催になろうかと思いますが、委員の皆さまのご出席を今後とも宜しくお願い致します。次に議事（２）まちづくり特別委員会報告書について、事務局から説明をお願いします。
総務課長	それでは私からご説明させていただきます。先ほど諮問の内容についてご説明させていただきました、議会まちづくり特別委員会においては、議員報酬額が議員の成り手不足の要因の一つでありまして、そのようなことから調査・検討し、今日お配りしております「議会まち

	づくり特別委員会報告書」が送付されましたので、その内容について、藤田議会事務局長より説明致します。
藤田事務局 長	それでは、私から議会まちづくり特別委員会での協議で、まとめられました「議員定数及び議員報酬に関する調査検討報告書」を説明させていただきます。 報告書は、本編と検討にあたって活用した各種データをまとめた別冊「基礎データ」と2つの資料となります。 報告書は43ページまでと内容が多くなっておりますので、要点と検討結果を中心にご説明させていただきますのでよろしくお願い致します。 それでは、表紙の裏、目次をご覧ください。まちづくり特別委員会では、大きく議員定数と議員報酬の2つについて、あり方を検討してまいりました。報告書の構成では、第2、第3では議会での検討の取組、第4で議員定数の検討、第5で議員報酬の検討とまとめています。 1ページをご覧ください。第1はじめにですが、このたびの調査検討に至った背景です。現在、全国的に町村議会は議員定数割れや定数に対して立候補する数が少なく無投票により議員が選出されるなど、近年では議員定数の削減や議員報酬の見直しが検討されている議会が増加しています。 そのような状況の中、令和5年第2回定例会において、町及び町議会の現状と今後のあり方について、総合的な調査研究を行うため設置された特別委員会でございます、「南幌町議会まちづくり特別委員会」で、全国的な課題ともなっている、本町議会議員選挙における投票率の低下、議員の成り手不足及び議員定数を検討項目として協議を行ってきており、あわせて平成14年から据え置かれている議員報酬について議員の成り手不足の要因の一つとして調査検討を進めてきました。 また、下段になりますが、第2議員定数報酬検討小委員会です。特別委員会には、専門的な調査・研究と協議資料素案を作成するため、小委員会を設置し、4名の議員で協議が進められてきました。 次ページにかけまして、小委員会の調査・研究事項、検討課題及び方向性を記載しています。

次に3ページになります。第3議会及びまちづくり特別委員会としての取組です。

1 協議事項と議員報酬については、条例の規定により、「南幌町特別職報酬等審議会」への諮問が必要となるため審議会への諮問・答申の流れと議会の取組事項を整理しています。また、下段は、審議会への諮問にあたり、提出すべき資料の項目について、次ページにかけて国からの通知を抜粋したものとなっています。

4ページは、昨年6月末現在に予定されていた協議スケジュールとなります。5ページをご覧ください。第4南幌町議会議員定数の検討です。

このたびの諮問事項は、議員報酬に係る部分となりますので、議員定数の検討内容は概要のみ説明させていただきます。

議員定数は、地方自治法の規定により条例で定めることとされており、現行の本町の条例を記載し、条例で議員定数を11名と規定しているところです。

下段は、昭和22年から現在までの議員定数の推移となっています。それぞれ平成23年までは法律により、議員定数の上限が定められていましたが、地方分権の流れから法定上限数は撤廃されています。以下、議員任期ごとの条例定数、立候補者数、選挙期日、投票率を整理したものとします。ご覧いただいているとおり、本町では、平成7年2月の無投票以外は選挙が執行されている状況となっています。

次ページの6ページから9ページまでは、令和7年3月に策定された、町の「創生総合戦略」における人口シミュレーションを抜粋して記載しているものです。議員定数の検討にあたっては、人口動態を踏まえて検討する必要があるため、検討の基礎資料としました。本町の人口は令和12年までは増加する見込みですが、その後は緩やかな減少が見込まれ、25年後の2050年では7,500人以上を展望として設定されています。

次に10ページをご覧ください。道内の町村議会議員定数の状況で、空知管内と人口規模や産業構造などが類似する団体との比較とな

ります。また、議員1人あたりの住民数を参考に算出しており、本町は、空知管内では栗山町、長沼町に次いで3番目に多く、類似団体では1番、多い状況となっています。左側の下は参考として全道、全国で、議員定数の平均値はほぼ本町と同数となっています。

次に11ページは次ページにかけては、昨年6月時点での議員の議員定数の考え方の調査で、現状を維持するとの回答が10名、90.9%となっています。また、その回答の理由を記載しております。

次に12ページ下段からは、議員定数に関する検討すべき事項として、定数を削減した場合、現状維持した場合、増員した場合の整理を行い、議会として取り組むべき事項の洗い出しを行ってきました。

次に13ページ中段からは、令和6年度、7年度に実施した町民アンケート結果のうち、議員定数に関する回答を抜粋して掲載しています。現在の定数11名に対する回答では適当だと思うが45.2%、多いと思うが36.1%と約8割を占めています。次ページ14ページでは、その理由を回答いただいております、活動状況、人口規模、財政規模を理由に挙げる回答が多い状況となっています。

これらの資料などを参考に議員定数の検討結果を14ページ下段からまとめています。

15ページ下段、(2)をご覧ください。本町の人口規模、人口動態、他団体との比較、委員会のあり方などを踏まえ、議員定数は現行の11名を維持すべきとの考えで意見が一致しております。

次に、16ページをご覧ください。このたびの諮問事項であります「第5南幌町議会議員報酬の検討」となります。

まず、地方自治法の規定により、議員報酬の額は条例で定めることとされており、現行の本町の条例を掲載しています。条例第2条では、それぞれの額が規定されており、議員は195,000円と規定しているところです。

次に17ページ下段から次ページにかけては、一般職と特別職の給与等の改定についての違いを記載しており、18ページの(2)になりますが、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるものであり、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一

般職の職員の給与とは性格を異にする。

したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げることは適当ではなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の意見を聞いて決定することとされている。と記載しており、検討にあたっての議員の共通認識を図ったところであります。

下段の国の通知につきましては、議員報酬など特別職の報酬等についての国からの関係通知3つを21ページにかけまして掲載しております。

次に22ページは、これら国の通知に基づき設置されている「本審議会」の条例、委員名簿、参考として23ページから25ページ上段までは令和7年2月に審議会から答申されました、町長、副町長、教育長、教育委員、農業委員、監査委員の報酬額等の改定について答申書を掲載しています。

次に、25ページ上段、5政務活動費をご覧ください。本町議会では、議員の調査研究などの活動に必要な経費の一部として議員個人に政務活動費が交付されており、その使途は議員が自主性に基づき決定するものとされています。

この政務活動費は、透明性の確保、町民への説明責任を果たす必要があり、適正な執行となるようルールを定め、その使途である収支報告書、領収書はホームページで公表しています。

次に、26ページでは、平成25年度から年度ごとの執行状況、全国町村議会の政務活動費の状況を記載しており、条例の制定状況では全国の2割の議会で制定されている状況となっています。

議員報酬の額の検討にあたっては、政務活動費の状況も踏まえて検討を行ってきております。

次に27ページは、本町の特別職及び議会議員の報酬額等の推移を整理したもので、議会議員は平成14年12月の改定後は報酬額が改定されていない状況となっています。

表の下、※印になりますが、調査しましたところ平成10年12月までは空知支庁管内町村特別職報酬等審議会の答申に基づき改正が

されており、平成14年12月は国家公務員の給与改定に伴い改正されているものです。

次に28ページ上段は、本町の行財政改革の取組により、附則により町理事者、議会議員の報酬等の特例減額の期間と減額率を整理したものとになっています。

下段からは、全国及び全道の町村議会議員の報酬の現状として、毎年7月1日現在の状況を全国町村議会議長会で実態調査が行われ、調査結果が公表されており、調査結果から現状を分析したものとなっています。

(1)の全国の状況ですが、表内の下段、議員の比較では、平均で令和6年、219,761円、令和7年222,740円となっています。右側では人口段階別の平均となっていますが、人口が多い区分で報酬額が増えている傾向となっています。

次に29ページ(2)は道内の町村議会との比較になります。

議員の欄での比較をご覧いただきたいと思います。本町が195,000円となっている右側、空知管内平均では186,214円、道内類似団体平均では192,244円、全道平均では189,866円となっている状況です。

次に(3)議員報酬役職加算の状況です。

役職加算とは、条例でも規定をしておりますが、議員の役職の職務に応じた加算となっておりまして、それぞれ委員長、副議長、議長と報酬額が加算、増額となって規定されています。その加算状況につきまして、全国、全道、道内類似団体、空知管内との平均報酬額の比較を行っております。これをご覧いただきまして、全国では役職による加算割合は低い状況ですが、道内での比較ではほぼ本町の現状と同様に委員長で約10%、副議長で約20%、議長で約50%となっている状況です。

次に、この調査結果から令和4年を基準として、5年、6年、7年と3か年に議員報酬を増額改定した道内の町村議会の状況を調査しましたものが(4)となります。

その結果、道内は144町村ありますが、そのうち44町村、約3

0%の町村で議員報酬の増額改定が行われており、その平均改定率は表のとおりとなっています。

次ページ、30ページをご覧ください。

(5) 今後議員報酬の増額改定を予定している道内の町村議会です。

調査時点での新聞報道や議会ホームページなどで公表されている内容でございまして、議会での審議過程中や改正条例が議決されていない内容となりますが、調査しています。

まず、栗山町でございしますが、これは北海道新聞にも掲載がされており、議会の諮問により、栗山町特別職報酬等審議会での答申がでている内容でございまして、議員報酬の欄をご覧くださいますと、現行額196千円、改定予定額249千円、増加額53千円、27%の増額が予定されているところです。

次に、芽室町ですが、現行額204千円、改定予定額300千円、増加額96千円、47.1%の増額が予定されているところです。新聞報道によりますと、道内町村議会の議員報酬では、この芽室町が1番になるのではないとのことであります。

その他では、池田町、別海町が予定されており、それぞれ来年の統一地方選挙からの適用を予定されているところです。

次に、下段、8議員報酬の検討にあたっての比較方式ということで様々な基礎データを調査しまして、その調査結果から参考に7つの報酬額を算出しております。それぞれ指標を基礎にはしておりますが、議会での協議の中では、参考とはならないのではないのご意見もあった指標でございしますが、国からの通知に基づき審議会へ提出する資料項目を参考としているものでございます。

ここでは別冊の資料であります。議員報酬検討基礎データ、A4横版の資料と合わせてご覧いただきたいと思います。

まず、(1) 消費者物価指数を参考とした考え方です。別冊右下ページ番号、1ページをお開き下さい。総務省で公表している消費者物価指数で、議員報酬改定の最終年、平成14年から直近の令和7年までの、令和2年を100とした推移となっています。

ここでは北海道地方の指数で平成14年93.4と令和7年度11

4. 0の差であるプラス20. 6を基準増減率として、報告書30ページの（1）議員報酬を試算しています。

次に31ページ、（2）最低賃金の増減率を参考とした考え方です。別冊、2ページをお開き下さい。労働基準監督署で公表している北海道の最低賃金の推移で、平成14年から直近の令和7年までの推移となっています。

報告書では平成14年637円と令和7年度1, 075円の増減率、プラス68. 7%を基準増減率として、（2）議員報酬を試算しています。

次に、（3）道内町村類似団体議員報酬との比較です。別冊、3ページから8ページが資料となりますが、3ページから5ページが空知管内町村との比較、6ページから8ページが道内類似団体と比較になります。6ページをお開き下さい。NO4の赤枠が南幌町になります。ここの表の右下、議員の欄の下から3行目、平均額192, 244円を参考としまして、報告書の（3）ではマイナスの1. 4%を基準増減率として、議員報酬を試算しています。

次に、（4）全国町村議会議員報酬との比較です。さきほどご説明した報告書の28ページ下段の、令和7年の全国町村議会の議員報酬、平均222, 740円との比較で、報告書31ページでは、プラス14. 2%を基準増減率として、議員報酬を試算しています。

次に、（5）全道町村議会議員報酬との比較です。さきほどご説明した報告書の29ページ上段の、令和7年の全道町村議会の議員報酬、平均189, 866円との比較で、報告書31ページでは、マイナス2. 6%を基準増減率として、議員報酬を試算しています。

次に32ページ、（6）一般職員の給与改定額との比較です。別冊、9ページをお開き下さい。一般職員の給与改定の状況で、平成14年から直近の令和8年までを調査しています。ここでは表の上段になりますが、本町の給与平均改定率、平均給与月額、平均年齢、大卒初任給、高卒初任給等の各年度の状況を記載しています。

報告書では参考として高卒初任給を基準に平成14年度の141, 900円と令和8年度200, 300円の増減率、プラス41. 1%

を基準増減率として、議員報酬を試算しています。

（７）議員活動量に応じた算定（原価方式）との比較です。

この原価方式については、全国町村議会議長会が示した新たな算定方式で、議会及び議員の活動日数と町長の活動日数の割合を比較して、町長の給与月額から議員報酬を算定する計算する方式で、昨年５月に算定方法のガイドブックが発行されたところでもあります。本町議会では、このガイドブックに沿って、まず議会活動は令和７年４月から令和８年３月までの１年間の議会活動を集計した結果、①の合計では７０日となっています。なお、ガイドブックでは議会活動の把握として、１時間でも活動した場合は１日として集計するよう示されていますが、本町議会では、非常勤特別職の報酬で採用されています、４時間未満を０．５日、半日として集計を行っています。

この議会活動として、集計される活動は、表の下になりますが、主なものを例示しています。

次ページになります。次に②議員活動の日数です。議長を除く議員１０名の議会活動以外の議員活動について、令和７年１０月から今年３月までの半年間、調査を行い、その集計結果の最小値と最大値の議員を除く８名の議員平均値を求め、それを１年間に換算した結果、青い枠内の数字ですが、２３８時間、日に直すと２９．８日と算出されました。

調査で把握した日常の議員活動の主なものは記載のとおりとなっており、議員活動は１時間単位で調査を行っています。

これら議会活動、議員活動の日数の算定から、ガイドブックに沿い、③の議員報酬の算定式により計算しますと、年間９９日の活動で町長の職務遂行日数３０５日の割合から、現行の町長の給与７９２，０００円を乗じると２５７，０７５円、となり、３２ページの増減率、プラス３１．８％を基準増減率として、議員報酬を試算しています。

ここまで７つの参考比較を基本に、議会では検討を進めてきましたが、消費者物価指数や最低賃金、一般職員の給与などとの比較は参考となるものの、議員報酬の算定根拠とはならないのではないかとこの意見でまとめ、また、全国、全道町村議会議員報酬の比較では、近年

見直しが進められている議会の状況、人口規模に応じた議会議員報酬の比較では差が生じていることなどから、現在、全国町村議会議長が示した活動量に応じた議員報酬の算定である「原価方式」による改定額が望ましいとの意見で一致しました。

その考え方については、33ページの下段から記載しており、算定の考え方②では、今回の議員活動量の調査期間が半年間であったことや初めての議員の自己申告による調査であったことから、把握時間が過大とならないように除外する活動を定め再算定しています。

再算定の結果は、次ページ34ページになりますが、プラスの23.8%が算出され、整理しプラス20%を基準増減率とする意見で一致いたしました。

そのプラス20%で改定となる議員234千円、委員長256千円、副議長283千円、議長354千円となっています。以上が、議員報酬の比較方式となります。

次に、別冊、検討基礎データのその他資料を説明いたします。

別冊10ページ、縦の資料です。過去5年間の議会活動日数の状況です。

次に11ページ、横の資料で、議会費、議員定数の推移の状況です。

次に12ページ、先ほど報告書で説明しました直近3か年の議員報酬を増額改定した町村議会です。ご覧いただきまして、傾向としましては、比較的人口規模が大きい町村、議会改革が進んでいる町村があるかと感じます。また、振興局単位の地域の偏りが、渡島、後志、釧路などが多いのではないかと思われ、空知では奈井江町、浦臼町の2町のみとなっています。

次に、13ページからは先ほど説明した比較方式の検討を行った、7つの方式で算定した議員報酬額が、町財政に与える影響額として試算したものとなり、議会としてまとめた、プラス20%の改定では、最後の15ページになりますが、表の右から3つ目、報酬額、期末手当、共済負担金の合計で9,065千円となります。

それでは報告書、35ページにお戻りください。9本町議会議員の考え方の集計結果で、昨年6月時点での調査結果です。増額すべきと

	の回答が8名、72, 7%となっています。また、その回答の理由を記載しており、これらの考え方を基本に議員報酬のあり方の検討が進められてきております。 次に37ページをお開きください。令和6年度、7年度に実施した町民アンケート結果のうち、議員報酬に関する回答を抜粋して掲載しています。現在の議員報酬に対する回答では適当だと思うが30.1%、多いと思うが21.1%、少ないと思うが20.6%、わからないが24.4%となっております。次ページ38ページでは、その理由を回答いただいております、議会・議員の活動状況を理由に挙げる回答が約半数を占めている状況となっております。 次に39ページ、11議員報酬の検討結果です。 町村議会が直面している課題が議員の成り手不足であること、その要因の一つが低額な議員報酬にあると考えられています。その原因の一つとして全国町村議会議長会が昭和53年に議員報酬の全国標準を首長の約30%として示したことが影響していると考えられ、全国的に議員報酬の水準は30年以上変化のない低水準であると指摘されています。 そのような状況の中、全国町村議会議長会では、令和6年に市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額の47%程度を目指すことの決議が決定されています。 また、首長の給料月額との比較という方式は踏襲した上で、先ほどご説明した「活動内容を踏まえた原価方式」が示されたところであります。」以下、本町議会のまとめとして、文章を読み上げさせていただきます。段落の3つ目、議員報酬は、からになります。 (39ページ下段、40ページ読み上げ) 41ページ以降は議会での協議検討経過、おわりにというこのまとめとなっております。 長くなりましたが、報告書のページ数が多いため、要点のみの説明とさせていただきます。説明は以上となります。
会長	説明が終わりましたので、皆さんからご質問、ご意見等をお受けしたいなと思いますけれども何かございますでしょうか。

B 委員	前回の審議会で、ずいぶん発言をさせていただきましたけれども、こう言った特別職の報酬を審議するというのは、非常に荷が重いなあとなんかそんな感じがいたします。今回、議会議員の報酬について特別委員会、それから事務局を交えてね、こういった資料を作成したということにつきましては、大変だったろうなというふうに思っておりますが、その中で、町長の額を基準額として算定されている部分もあるのですが、前回の審議会答申について町長はそれを受けて議会に提案したと思うのですが、それを議会が決定しているということになれば、その答申案を含め、町長からの議案に対して、議会でどういう審議がなされたのか。それが基準となっているので。その内容についてちょっと教えてもらいたいなというふうに思います。
会長	事務局の方から答弁をお願いします。
事務局	審議会の方で答申案を出した後に、全員協議会の方で町長から説明をした際は、議員さんの方から特にご意見はありませんでした。答申の通りというような形で、特に質問等ありませんでした。
B 委員	なるほど。もう 1 点伺いたいのは、月額で計算してますよね。そして最終的に手当も含めた額がこうですよと示しています。 前の時も発言したのですが、町長の場合でも手当も全て本人にとっての収入となる額があると思います。それは極端な話で言えば退職金も含めた計算をしたらどうだということを行ったはずなんです。議会も、私はそういった意味では総額の中でどこかの町議会では総額計上してるところもあると聞いていますけれども、月給じゃなくて、住民に知らせるには総額提示ということで、1 日に割り返すといくらになるんだというような計算はできないのかと。手当という部分は特別な部分で一般職給と同じように手当をなさいということであれば、分けて考えなくても私は総額でやった方がわかりやすいような気がするんですけどね。
会長	私もその月給よりもやっぱり総額でいくらなんだいってということも、今年もそれを知りたいなというふうには思うんですけどどうでしょう。
事務局	今の条例の枠組みでは報酬と期末手当といったような規定になっ

	ているんですけども、そうではなくて、例えば審議会の資料の中で次回に総額ですね、いわゆる議員さんの1年間もらえる額をお示しするというようなことでよろしいでしょうか。
会長	私も諮問は、月給でいいと思うのですが、我々の報酬等審議会の中では、年間いくらになるのかを検討していくべきかなあと思うのですが、他にどうでしょうか。
B 委員	まさにその通りで、最終的には住民に周知をしていかななくてはならないことなんですけれども、とすれば、より分かりやすく周知をすることが大事なので、掛け算や足し算などそのような計算をしなくても年額何円ですと、1日当たり何円になりますよと住民にわかりやすい提示の仕方が大事かなあと思ひまして、手当を含めて計算する。月額というのは、果たしてどうなのかなってというような気がするんですけどね。
総務課長	それであれば、月額は示さないで、年間の総額が出ますので。加えて今言ったように期末手当等が加算される形になりますので、仮に現行の報酬額で総額となればいくらになるのかという内容を次回の審議会の中で資料としてご提示させていただきます。
B 委員	たとえば、議長の場合、月額35万4000円で決まりました、それを基にして手当があるわけでしょ。だから手当も含めた総額にすると、月当たりいくらになるか。提示の仕方はこれでもいいんだけど、そういった説明も必要かなあと思ったんです。
議会事務局長	よろしいでしょうか。別冊のですね、基礎データの資料の15ページをちょっとお開きいただきたいと思います。今回20%の増額ということで諮問をさせていただいておりますけれども、ここが検討結果の20%の報酬にした場合の先ほどちょっと総額だけの増減額のお話をさせていただきましたが、改定後の必要予算額というところで、ちょっとすいません数字が小さいんですけども、ここに議長、副議長、委員長のそれぞれの報酬の月額の年間の額が出ております。 議員はそれ以外の6名おりますので、その6名分ですね。その右隣が(2)期末手当になります。例えば計算式ですけども議長であれば35万4000円掛ける加算率が15%ありまして、1.15でそこ

	に2. 325ヶ月分が条例の規定になっております。それが年2回ございますので議長においては期末で189万3000円となります。 それとその右側には、この報酬の改定に伴いまして議員共済の負担金も影響を及ぼすものですから、標準月額が23万円となりますので98万2000円ほど増えますというような計算式が出ております。 この額につきましては、改定後は年間必要額としては5625万9000円で、13ページの現行というところをご覧ください。これが現行の議員報酬の基礎ベースでございます。 そことの必要予算額との差額を見ますと、906万5000円が報酬を引き上げることによって、町財政に与える影響、予算が増える額ということで試算をして確認をしているところでございます。 議員個別につきましては、6人になってますので割っていかないと議員個人の金額は出てこないのですが、このような計算式を入れておりますので、参考としていただければと思います。以上です。
B 委員	断片的ですが、大体わかりました。もう1点確認したいのが、積算方式というか、その中で年間どれだけの活動時間がありますという計算の仕方があるのは、すごくいいなあと私は思います。その中で33ページに書いてある活動の中で、対象外活動という活動が先ほど説明されたんだけど政党の活動とか選挙活動、講演会活動、それから私人としての活動とか色々あるんですけどね、当然こういった活動があるのはわかるんですよ。正直なところ、いわゆるグレーゾーンみたいなところが実は発生するのです。これを算定するのは、すごく難しいんですけども、ただこの中で、例えば政党の活動あるいは選挙活動、講演会活動の中で、議員活動とかその立場における活動があったとしたら、政務調査費あたりに何か例えばガソリン代だとか、そういう費用も反映してくるというのが本当だろうと思うのですが政務調査費の主要実績を見ると非常に少ないと思います。 私は、この政務調査費は、もっと万度に使ってもいいんじゃないかとそんな気がするんです。 ですから、その政務調査費に反映されていない活動だとすれば、それは算定に入れるべきじゃないかというような私の意見としてある

	ので、その辺の精査を（８）で議員としての住民対話やその他の議員活動に区分される活動は除き、再算定をするって書いてあったら、まあそうだろうとは思いますが、この辺が非常に難しいことなんで、報酬は報酬として、ただ活動するということの中で必要経費があれば、やっぱり議論されていないですけど、政務調査費をもっと使用しやすいような状態にするとか、もう足りないぞというぐらゐの活動をしてもらいたいなというのは私の意見なんですけれども。
会長	他に皆さんの方からご質問、ご意見ございませんか。
A 委員	資料の４０ページの改正案のところで、経済的なベースを含めて２０％以上アップすると言って、理屈はわかっていて、３９ページに、先ほどお話があった首長の３０％が、今また変わって４７％程度で、いろいろ意見があるんだと思うんですけどもそうしたときに、以前、町長の分を上げたと思うんですけども、それと比較したときに、この金額が例えば大体４７％になっているのかどうなのか。違ってもいいのかもしれないのですが、４７％ぐらゐに引き上げたときにどれくらい金額になるのかというのをまず一つお聞きしたかったんですけど。
事務局	次回の審議会で参考資料をご提示します。
A 委員	わかりました。あと全体的にお聞きしたいというか、ずっと見てきて、資料の中の５ページの定員数、今日は議会の定員数は関係ないと思うんですけど、１１人定員で１２人が立っているの、まだそんなに議会にマイナスのイメージは持っていない人が多いのかなと、今日の内容には関係ないかもしれないですが、ちょっと思ったのと。これも今日関係ないかもしれないんですけど、議員定数の１０ページのところ、空知管内の比率はわかるんですけど、道内の類似団体の②っていうのが１０ページにあって、これがどういう順番なのかがちょっとあんまり良くわからない。 先ほどのお話で産業構造とか人口とか聞いたんですけど、南幌町が７,９３３人、北海道でいうと７,０００人規模は多分９か所あって６,０００人規模が１０か所あって、８,０００人規模が５か所あったとするならば、なぜ９,０００人とか４,０００人とか、数字合わせのために色々数字がなら

んでいるのかなという、ちょっとその辺が良く分からなかったと思いました。あと先ほどのB委員の言われてた政務活動費ですね。活動費、25ページ、本当に使っていないくて、なんか、言い方悪いですけど、何しているんだろうっていうイメージしかなく、おそらく将来の目標のところにも議会議員の活動に専念しながら生活が成り立つ議員報酬のあり方を検討する。多様な人材が議員になろうという意欲を持つことができる議員報酬のあり方を検討すると書いてはあるんですけど、なんか、これ上がったとしても、僕がこれを生活費でもらって、議員になるかと言ったら、絶対ならないなって、失礼なんですけど、ならないなってというのが。魅力には。今回のこの目指す方向の議員活動に専念しながら生活が成り立つ議員報酬のあり方を検討する。今回だけで成り立つとは思わないんですけど、これだと多分、人によっては思うんですけど、私はパートで8万円しか働いてないですという人にとっては魅力的な金額なのかもしれないですけど、一般的に考えるとやっぱり魅力的な金額とはやっぱり感じず、なんかそう考えると、議員になりたいという人は、いくら議員の勉強会をやったとて、増えるかなってという疑問と、あとは今言ったように議員になっても結局活動してないじゃないと、この金額だけ見ると結局この活動費って、僕のイメージでは、議員報酬を生活に使っちゃう。だけど色んな活動だとか調査をするってなるとお金が必要だから、だからこの活動費って出てくると思うんですね。僕たち大学教員も毎月の給与と別に年間で50万円とか30万円が研究費で学会に行ったり調査したりするためにお金がついて、それを使ったり本を買ったりするんですけど、これを見てる限り活動してないとなると、今度、住民の人から、このデータを見せないのかもしれないですけど、そんな活動してない人たちに何で上げる必要性があるのって。計算上は経済のベース的には確かに20%上がって行って、町長と比較して、もしかしたら45%ぐらいで、世の中の状態に見合ったよねって話になるかもしれないけれども、だけど合わせる必要があるんですかって、だって働いてないんでしょって言われたら、これ何て説明するのかなっていうか。僕はだから議会に出ないようにしてとか、意見言う機会はないのかもしれない

	いけど、このパブリックコメントとかで、もし出てきたら、もう絶対に書くなみたい。だけど、データを見たら活動してないのに、報酬額を上げる必要はあるんですかとか。給料を上げる必要性もあるんですかっていう気もしなくも無く、さきほどB委員が言ったみたいに足りないって言うてくれるのだったら、まだなるほどと思うんですけど、足りないぐらい動いてるんだ、足りないぐらい色んな所で働いてるから給料上げなきゃいけないっていうふうになると思うのですが、それがこのデータだけでは見えないっていうか、どの議員が動いているのか。議員さんって多分年間100回って言うけど100回は主に議会に来て100回であって、多分議員さんをやるとなったら、色々な意見を言わなきゃいけないから、外で別な日にちで活動している方が多いはずで、きっと。なのにその活動しているはずのお金がかかる所がかかってないってことは、休んでいるとしか見えなくて。何と言ったら良いのか。単純なところで、経済状況的にアップした方がいい、魅力を考えたらアップした方がいい。だけど活動状況を見る限り、アップした方がいいとは、なかなか言いにくい点が多々見受けられるのかなあと思いました。
B 委員	私も現職をしていた身ですから大変発言しづらいのですが、言われればその通りかなあと。活動をすればするほど、活動経費は掛かるはずなんです。掛からなかった活動をしたのかなという気もしていますけれども。それからもう一つは、町で大きな問題でも発生すれば、課題でも発生すれば議員が研究したり、あるいは参考人を招致したりして、お金は掛かるはずなんです。だからその時々行政の内容によって経費が掛かる時があれば、それが何もしなくても極端な話、なくていい時もあるはずなんです。だから欲しいという時があれば政務調査費が無くていいやという時もあるんです。それは時々の調整の状態に関わることもかもしれません。関連して、私は議会というのは二元代表制の中ですごく大事なことになるので、町長と対峙しなきゃならないという大きな立場です。 町長と対峙するためには、やっぱり議員は対峙するための様々な理論、知識、そういったものが持っていなきゃなかなか対峙できないで

す。そのためには、やはり今のような調査費をどんどん使う、それから議会事務局体制をもっと充実するということも併せて考えていく必要があるんじゃないかな。そんな気が致します。

それともう1点、今回の報酬アップについてはどこの町もそうですが、議員の成り手がいないから報酬を上げましょうということなんです。ただ果たして報酬目的で、議員になる人がそういう人ばかりだったらどうするんだろうという不安もあるんですよ。やっぱり議員というのは大きな使命と志を持ってなるべきだと思うんです。ただお金をアップすることによって確かに生活費としてね、自分は定年退職したから、もう何もやることが無いから議会に出て生活費の足しにしようというような、ちょっと悪いような意味ですけども、そういったこともあり得るかもしれない。議員の成り手がいないというのは、本当に報酬は低いのかということを実際に調査したのかしないのか。全国的にそうだと言うんだからそうだろうと思うんですけど。その根拠がどうも整合性が取れないんです、自分の感覚として。それは現職の議員さんに聞いてみなければわからないのですが。

現職の議員は、いわゆるその時々条件によって議員に立候補しているわけだから後になって報酬を上げるって話じゃないんです、本来は。でも、候補者がいない、先々のことを考えると報酬もアップしなきゃならないというか議員対応をちゃんとしなきゃならないというのはわかるんですけども、そういったことを考えると、どうも成り手不足と報酬とイコールとして考えることは、どうも自分としては納得いかない、分けて考える必要があるんじゃないかと自分は思っています。確かに報酬を上げればね、どこかの町みたいに50%以上上げれば、それはやってみようかという人は出ます。ただしその人が果たして志や使命感を持ってやるのかどうかという。ただ、立候補すると選挙があるのです。選挙によって自分の志等々を訴えてそして信任を得て議員になるんですけど、そうすると最終的な責任はどこにあるかという町民、有権者なんです。有権者はその人を選んだとなるのです。立候補する時のきっかけとしてね、報酬にあまり重きを置くとお金で人を釣るようなことに成りはしないかという、そういうような考

	え方にもなるんじゃないかということで、良くないんじゃないかなという気がするんですけど、どんなもんだろう。今の検討委員会の中でね、そういった部分の話し合いなど、審議がなされているのか、あればお聞きしたいなと思いますけど。
会長	私も本当に B 委員、C 委員いる前で言うのも、ちょっと心苦しいんですけど、その要因の一つに報酬が少ないからってというのは、ちょっと何か聞きづらい面があるなと思うのです。先ほど B 委員が言われたように立候補するときには町議でなくたって先生と呼ばれる方は皆そうだと思うんですけども、大きな、自分としても信念と志を持って立候補したと思いますんでね。お金ありきなのかなって言われたら住民はがっかりしますよね。事務局としてはどうですか。
D 委員	ちょっといいでしょうか。議員さんは、皆から選ばれるわけですからね、選ばれた人がそれなりの生活をしていただきたいなという感じがしますよね。さっき、A 委員さんが言われたけれども、このぐらいの報酬だったらちょっとやめときますとか。生活の基盤となる主収入がある程度確保されていないと、そればかりじゃないんだけど、成り手不足の要素になっているのかあと私は思うんですね。併せて政務活動費ですか。これの執行率を見ると大体半分ぐらいから 6 割ぐらいかなというぐらいですね。仕事してないんじゃないかと思う。むしろ足りないぞとこれでは。と言うぐらいの活動があってもいいんじゃないかなという気がするんですね。だからそこら辺は固定された、いわゆる収入というか給料みたいな部分とそして安定してどんどん活動できるというように活動費をもっと使ってもらいたいというような感じはしますね。ただ、お金目的に議員になるのかというと、決してそうではないと思うんですけど、議員になった人は、それなりの生活はしてもらいたいという感じはあります。私の意見です。
A 委員	結局、地方というか、農業を営営してます。その収入が安定してます。だから、営業も兼ねてじゃないですけど、議員になってしまって、多少の収入でもいいからやっとくかっていう、元々お金のある人が、言い方悪いですけど議員になって、片手間にやるから活動してない、という結果にやっぱりになってしまう。つまり議員に対しての責任って

	いうのが薄い。B 委員もさっき言われてましたけど、実際問題は、収入が安定しなければ議会の活動をそんなに一生懸命できますかってなるとできないはずですよ。だから田舎なんか行くと、他の農業を営っていてお金はたくさんあると。議員報酬はほぼ収入としては考えていない。あくまでも自分の町の中でのネームバリュー、看板のためにやっていますという人が実際多いですよ。僕は南幌町にいるし、蘭越町とかにもいましたけれど大体そういう人たちです。結果として何度も言いますが、だから片手間になるんです。だからある意味しっかりとした収入を与えてあげることで、その仕事を専念して、町の人たちからも意見を聞かなきゃ行けない。もしくは町のために調査に出かけなきゃいけないというふうになるんです。じゃないともう多分同じことがずっと続く。何度も今申し上げたように何か経営してる人、農業なのか、何か会社やってるかっていう人たちが、先ほど先生が言われたように定年になって、年金だけじゃちょっとなんだしという感じの人がやっているから、ちょっと違う方向になる。活動していないというのが現状。これは多分けど南幌町だけの現状じゃなくて、他の町も特に地方はそうなのかなって感じがします。僕は上げた方がいいですよって思うんですけど。ただですね、37ページを見ますと、あなたは議員報酬の月額19万5000円について町民の人たちにどう思いますかっていうことですが、適当だと思うが30%で、多いと思うが21%ってことは、おおむね50%の半分の方は、もうそんなに上げなくていいでしょうと言っているわけです。そして、わからないは無しでもいいかなと。すると少ないと思うは20%しかいないってことはつまり、町民としては、議員は仕事をしていない。だから金を出す必要性は無いという中で、ここで話し合いをして意見が出れば、パブコメとかでも別にそんなに意見も出ないでしょうから、議会でそのまま通るのかもしれないですし、議員さんたちだってお金は少ないより多い方がいいわけですからスムーズに通るとは思うんですけど、なんかどうなのかなってちょっと思いましたけど。
会長	A 委員にね、私も反論するわけじゃないんですけども、農業だとか儲かっている人は議員に出たくない。自分の生活で十分だから。住

	民に頭下げてまでという仕事は、なかなか出て欲しい人は出てくれないというのが多いのかなって私は思うんですけど。
A 委員	あとはステータスにそれを感じる、というか。
会長	出た以上は、自分を押ししてくれた人のために働く。そのために、政務活動費なども使って、いろいろと先生、先生って要望があったそのために活動していただくのが本来の議員さん方の職務でないのかなと私は思いますし、それに対してお金は十分に使っても全然悪くないなと私は思います。
A 委員	使わないと、結局動いてないというのと一緒です。だって19万いくらかもらってなくて、議会の活動をやるって、じゃあ毎日車にも乗らずに1軒1軒回って意見を聞いて歩いているんですかと、お金をかけずにと。それをやってる間の生活ができない、収入が10何万ぐらいしかないとなったら、誰も議会議員になろうと思わないし、今の若い人たちは出世もしたくないと言ってる人が多いわけですよ、世の中で。そうであれば、より議会に出ようなんていう若者なんて今後世に出てくるわけがないので、そのときに、町がどう考えるかで、やっぱり魅力あるためには議会をどうしたらいいのかって考えるのか、議会というのはどうせ政治家を見てても悪いことしかないような人たちだから必要無いんじゃないのとか、逆に言えばネット社会になれば民意を聞くのであれば、別にわざわざ議会に聞かなくたって、議長や議員さんに聞かなくたって、直接、町民の人たちにアンケートを、LINEとは言わないけれども、やることでその方がもしかしたら返信率が高いんですよ。意見、民意もその方が反映される。議員さんをお願いした方が多分民意が通らないことも多々あるのかなという気もしなくもないと考えると、いずれはもしかしたら若い世代が今後も南幌町にずっと住んでいたら議会なんていらんんじゃないのって、言い方悪いですけど、役場から必要な意見があれば、ネットで送ってそうしたら多分回答率はそっちの方がすごい高いはずだから意見がその方がみんな通るよねっていう話になるんじゃないのかなという気もしなくもなく。ただ今乗り切るには、ちょっと上げない限りは、成り手不足って。だから結局、今のままでいくと、報酬額を

	上げなくていいですよと言っている年配のより動かない議員さんたちが、ただ、残るという、言い方悪いですけど、年配の議員さんが悪いってわけではないんですけど、新しい意見も発想もない方達が外にもいかず、調査もせずにお仕事されるのかなっていう厳しい意見という汚い言葉で申し訳ないんですけど、そのようにしか見えないっていう。
D 委員	A 委員はこれでは足りないと。
A 委員	私は足りないと思います。それだけで仕事できないです。現実的にこれで僕が大学教員を辞めて南幌町のためにとって20万円しかくられなくて、研究費的なものも50万円とかもらっていたのに、この9万円ぐらいしかもらわないで調査やれと言われてもやらないでしょうと普通はなと思うんです。逆に生活保護を受給されているような方が、議員をやればお金をもう少しもらえるらしいよ。倍ぐらい生活保護よりもと。そういう人たちが逆に出てくる可能性はありますよね。 しっかりその仕事をやろうと全うしようとするならば、やっぱりそれなりのちゃんとした収入があってそれだけのために専念してやるような人たちがいないと。片手間ですよ。農家じゃないとは言っていましたけれども、私は蘭越とかにもいたけど、大体、米農家をやってるような人たちが世襲でずっとやっているような人たちが大体議員をやっているのが多いですよ。
会長	本来、議員さんになる人は、自分がやるっていうのも確かにあるかなと思いますけれども、周りの住民に出てくれと、我々の意見を上に上げてくれ、今の町のこういうところをこういうふうにしてくれということで私は出てくるのが大体だと思うんですよ。
A 委員	だけど、貧困しているような人たちにそれを言いますかと。隣近所で車椅子に乗っている方たちに、うちの町をどうにかしてくださいって言いますか。やっぱりそれなりにネームバリューが元からある方だとか、仕事でちゃんとやっているという実績がある方にお願ひしますと言われて出るものだと思います。
会長	それはその通りだと思います。

A 委員	だから議員になってくださいと言われるというのは言われるきっかけがその前にないと言われたいと思います。
E 委員	5 ページに選挙投票率があるんですけど、平成3年度は92.46%、それが毎回毎回下がって、前は56.79%で、私も平成5年に江別市から南幌町に自営してから来たんですけど、結局当時の人達は、農村地帯の人口率が高かったんです。それが逆転しちゃって当時はB委員やC委員がいますが、各地域で議員さんがいたわけです。自分の地区の我が先生ということで投票率が高かったんです。それで今、農村地区で現職議員が1人なんですよね。ほとんどが今、町の方が、どこの議員をやっているということで、それがだんだん札幌市に勤めている方とかが多くて、人口比率が多くなってきている。結局そうするとやっぱり南幌は家を買っただけで、俺は別に町のこといいよってということでどんどん投票率が減ってくるということは、今の若い人方は、先生が言うように、やっぱりこの給料じゃ当然議員になれないですよ。だから、令和7年度97回も会議に出ているわけですよ。そうすると一般のサラリーマンは、その分会社が許してくれて、それでも会議に出れるかと言ったら、まず不可能ですよ。さっき言ったように、南幌町でサラリーマンやっている方は無理。今言った自営業なり何かやって自分の時間を取れるから議員ができますよということになったと思うんですよ。だから今言ったように、それでは、報酬を2割上げたところで、じゃあどうなのって私は思う。だから確かに物価も上がって多分報酬額を上げる必要もあるんだろうけれども、それでこの報酬でこれで生活している議員さんはいますかっていうこと何ですよ。
A 委員	2割上げて、これですぐにやるという若い人は多分いないとは思いますが。これを年々上げていかないと、ベースは上げていかないと。これから10年20年後経った時に、あのとき20年上げていなくてここから今40年上げてませんでしたよね。40年をベースに上げていきましょうかとなったら、そうはならない。やっぱり年々ある一定程度上げていかないと、いずれやろうという人たちもいなくなるんじゃないかなという気もしなくは無いというか、上げておく必要性

	はあるかなっていう気はします。だけど、だからといって若い人たちが出るかっていうと、今、お話したように、急には出てこないと思います。
会長	C 委員、何かありますか。
C 委員	自分もやっていたので、本当に A 委員が言われる通りで、確かに片手間って言っちゃおかしいかもしれないですけど、自分の仕事を持っているんで当然なんですよね。やっぱり今じゃないですけど 100 日丸丸、体をあけなきゃならないのだから、それはすごい大問題ですよ。そのときに、やっぱり地域から推されて、やれと言われて自分で手を挙げて選挙に出て。結果がそういうふうになってですね、その時に出た時に 19 万 5000 円が欲しくて出たわけじゃないんです。全然意味が違ってて。ただ結果としてそれが返ってきただけの話でしかなかったというのがあっても、でも思いは当然 B 委員さんもそうでしょうけれど、自治体に対する思いもあったし、住民に対する思いもあって、やっぱりやれる範囲の活動はやったつもりではありますけど、ただ、うちの政務調査費はすごく固いというか、これ以上使っちゃ駄目よとか。ものすごい限定されてて、その不正利用ができないような縛りが結構多いんです。それであの時の町の状況が変わらないというか、わざわざ調査費を使って行くまでの値があるのかどうかということも含めてですね、ちょっと難しい面もあるんですよ。変に使ったら、よく政治の問題だと言われても嫌だから出さないんですよ。
A 委員	だからもう少し使いやすくしてあげるといえるのか、結局使うのが逆に億劫というのか、領収書どうしなきゃ行けない、報告書をどうしなきゃいけないってなると、もう面倒くさいなって。じゃあもう行かなくていいかってなるのもわからなくはないです。もう少しルーズにしてあげることによって動きやすさとか、仕事の楽しみだとかが見えてくるのかなあと。逆に苦しめているだけだったらやってても駄目なのかなっていう。だけど今お話聞いたとおり、ちょっと仕事しながら、これだけでやるというのは、ちょっと厳しいですよ。
C 委員	だから、我々と一緒にやっていた議員の方で、これじゃ足りないの、パートで働いたり、逆にどっちがみたいな方もいましたよ。

会長	他に皆さんの方からご意見ご質問、何かございませんか。
総務課長	会長。今、色んなご意見をいただいた中で、ちょっと何点かをお話しできる内容も出てきましたので、議会事務局の藤田の方から何点か説明したいと思います。
B 委員	最後に1点、ちょっと確認したいことがあります。議員の成り手がいないと、だから選挙にもならんというのはちょっと困るんだということで、いろんな手立てをしようと、報酬を含めてね、そういうふうには検討しているのですが、これは単に議会だけの問題ではないんでね。うちの町のいわゆるその自治に関わる大きな問題なんですよ。成り手、担い手がいないということは、そういうことは、今回のその検討内容を色々こういった資料に出されたことはよくわかるのですが、今、何とか講座をやっていますよね。 年に2回か3回、これは新しい試みだなというふうに思っているんです。これは議会の活動としてやってますよね。ところがこういった活動は、本来は町長を交えて、行政一体で私はやるべき対策でないかなというような気がするんですけど、その辺のいわゆる行政側と議会側との調整というか話し合いというのは一つあるのでしょうか。
総務課長	その点でいきますと、これまでの報酬等審議会の開催した場合は、前回は町長の内容で議運等はなかったものですから、今おっしゃった意見の報告としては、当然町長にお伝えさせていただいております。今回は初回ですけど、これは先ほどのお話の中で数回重ねていきますので、その時に、お話しの部分で何か必要な点があれば、そこで内容についてお示しさせていただこうと思っています。
B 委員	いや、私は大崎町長もよく理解されていると思うのです。思うのですけれども、動きだけを見ると議会だけの動きしか見えないから、だから行政一体となってこういった問題について検討したらどうですかという私の意見なんですけれども。
議会事務局長	会長。
会長	では、お願いします。
議会事務局 長	はい。私は議会事務局長の立場でございますので、今様々のご意見出た中で答えられない部分も多々あるんですけども、まず数値的な

根拠の部分をまずお話していきたいと思います。

今回20%引き上げた場合の町長の給料に対する割合については、引き上げ後は29.5%になります。先ほど私がその割合を申し上げたところでは、39ページになります。39ページの上から6行目、全国町村議会議長会が、昭和53年に示した約30%に近づいたということで、29.5%ですけれどもその割合でございます。

先ほど委員の方からございました、これから目指している次の段落の上から4行目後半になります。47%程度ここまではまだ17%ほどの開きがあるというような状況となっております。

それから類似団体の区分の比較でございます。10ページをお開きいただきたいと思います。10ページの左のところ、左下に参考、類似団体区分というものがございまして、これは各年度の決算統計という総務省がやる調査に基づいて、人口規模や産業構造によって分類がされておりまして、南幌町は2-0というところで、この割合が人口5000人以上、1万人未満というところになっております。

ただ②の類似団体を見ますと本町の7933人というのは、若干人口が多いという中には入ってきているかなというところで、これは総務省の方で区分がされているもので、年度変わってくるものでございます。

それと政務活動費の執行状況でございます。先ほど委員の方は僕からもいろいろ話があった中で、26ページになります。政務活動費の執行状況ということで、年額で使える議員の政務活動費は9万6000円となっております。各年度によって執行率のばらつきがございまして近年はちょっと低い状況があるかなと思います。令和2年からはご存知の通りコロナ禍ということもありまして、この政務活動費を使いまして活動されている主な内容が他市町村議会の視察というところが主な活動内容となっております。その部分でちょっとコロナがあって減少してきているところがございます。それとその時々の本町の現状に応じて調査すべき事項があるかないかによってもばらつきが出てきております。参考までには本年度につきましては5名の議員が道外への視察研修を既に実施しておりまして、正確な額は申し上げ

られませんが、1人当たり8万円程度の視察研修旅費を、この政務活動費を活用させていただき実行したところでございます。

それと、先ほど来からこの議員報酬が上がった場合に、成り手不足の解決になり得るのかというご議論等ご意見でございます。現職の議員、昨年の調査の中で、35ページをご覧いただきたいと思います。

先ほど私の説明では、回答結果の割合しかご説明をしませんでした。各議員の1年前の考え方でございますけれども、様々なご意見がございました。増額することによって、果たして本当に若い議員の立候補に繋がっていくのか。ということも、現職の議員として思っているところもございます。

また36ページの②の4番目をご覧いただき②減額しても良いという議員もおります。先ほど委員のお話にもありましたが、逆に活動量を減らして議員報酬を減額して兼業でやりやすい体制にするべきではないかというようなご意見もありました。こういったような各議員のご意見の中ではやはり今、社会保障、議員年金もない状況なものですから、やはり社会保障制度を充実させていくべきではないかこの辺は本町の議会では取り組めるものではございませんので、こういったことを全国町村議会議長会の方への要望事項、国への要望事項として取り上げていくべきではないかという考え方は全国議長会の方でも持っているところでございます。

この辺の理由というのが今、各委員からのご意見と重複する部分もあるかと思うのでこの辺もご参考にしていただければと思います。

それとこの議員報酬の考え方は議員の成り手不足の解決の要因の1つではあるけれども、これが全てではないということは、全国議長会それから現職の議員も持っているところでございます。

そういった中で、先ほど委員からもお話がありました、議会として取り組めることということで昨年から主権者教育、そういう関心を持っていたらこうということで、小学校6年生の児童対象にした小学生議場見学会というものを取り組み始めました。

今月の26日にも同様に小学生の議場見学会を開催させていただ

	きます。それと5月30日に開催をしました「議員のすすめ」ということで議員が講師となった議員の成り手の対策の研修も試行的にちょっと始めさせていただいております。 こういった小さな積み重ねではございますけれども、こういった活動も議員の成り手不足の解決に繋がっていくものとして議会としてできることはやっていこうという考えの中で、今、活動が展開されているところでございます。以上です。
会長	他に皆さんの方が何かございませんか。
D 委員	36ページに減額しても良いという意見、ここでは結局兼業でやれるようにした方がいいという意見ですよね。議員は兼業でやってもいいという考え方なんです。今話しに出ていたのは、兼業でなくて、議員を専業にして、そしてその生活を見れるくらいの報酬にした方がいいんじゃないかというような感じに受け取って、私はそういう意見なんです。専業でやる。すぐは難しいかもしれないけれど、いずれは若い人が議員になってくれるということを考えれば、他の仕事をしないで議員に専業で取り組んでもらえるような人が議員になってくれた方がいいんじゃないかと思うんです。そうでないと、若い人はこっちもやって、あっちもやってと兼業ということでない方がいいと思います。これはどうでしょうか。兼業でやれるようにした方がいいというのか。専業でももらいたいというのが、そこら辺でその報酬は全然違ってくると思うんです。
B 委員	ちょっと確認したいんだけどね。議会議員の立場というのは特別職の非常勤公務員です。非常勤です。法的にそういうふうに決まっています。非常勤ということだから。常勤にしてもいいかどうかというのは、各自治体が勝手に決めることができるのかなあ。決められないと思うので、非常勤を前提とした議論をしてるんでね。
A 委員	非常勤であっても、収入は安定しないと、という理屈ですね。
会長	だから、兼職しててもいいということなんです。別に議員専門で、生活できるようなレベルまでの報酬ということで考えているわけではないと思う。
A 委員	兼職でなくてもいいけれども、けれども、議員をやろうとする人は

	結局だから元々の基礎的な財産とか収入が無いとできないんですよ。だから結局お金がある人じゃないと、兼業じゃないとできなくて、この議論もそうなんですけど、ある程度安定してるからこの議論に何て言うのかな。逆に兼業しなくてもいいぐらいの非常勤でちゃんとやってもらわないと町の色々な議論は片手間の調査にも行かないような人たちがなって、薄っぺらの話を議会でするしかなくなるんだから、ちゃんと収入を与えなきゃいけないってことなんですよ。 本当にもう1回町民に対して、議員が必要なのかとかね。極端な話、アンケートしてもいいぐらいというか。
B 委員	余談ですけどね。今先生言われたことについて、私は、ある詳しい先生に聞いたことあるんですよ。先生に議員無くてもいいんじゃないかって、極端な話ね。その先生は、議員はあるだけでいいと。なぜかという、やっぱり議員がなければ、町長の独占というかね、町長独裁政治みたいになっちゃうんで。二代表制という議会という制度があるから、その議会に諮るために資料を提供し説明もして、それを町民に知らせなければならない。それでもう議会があることによって、意義があるんだという説明を、極端な話ですよ。されたことを聞いていますからね。
A 委員	ただ投票率がどんどん下がっているということは、もう議会に対してあまり期待をしていない。ということと、とりあえず11人の定員に12人だから投票に行くだけの話で、選ばれた人とは何とも言えないというか、言い方適切ではないんですけど、今までやっているから投票する。それで当選するだけの話であって、本当に住民の人たちから選ばれてこの人たちになってほしいと思って投票しているかっていうと、多分若い人たちから言わせると、何でこんな年寄りばかり出てるの、若い人たちは何で出ないのって、若い人たちの意見が反映されていないでしょってなるんじゃないかなと思って。昨日の介護保険の委員会でも、ちらっと言ったんですけど、結局、町に人がいっぱい入ってきたらいい。という考えぐらいしかないから、若い人たちがいっぱい入ってきました。若い人たちが入ってくるということは子供がいっぱい来るわけだから保育園が足りないとかっていうのもわか

	るはずなのに、そんなこともわからずに議論もされず、反対もしたのかわからないけれども、町の若い人たちは、この町に騙された。子育てに優しい町って言ったくせに保育園する預けられない。夫婦共稼ぎでやっていたのに保育園にも預けられず結局旦那のお金でしか生活することができない。私達どうなのっていう。僕が社会人の通信の学生を持っていたときに南幌の方が言われてて多くのお母さんたちは怒っていますね、南幌に。そんな先も読めない。議会で目の前のことしか見ていないから、若い人たちがもし議会にいれば、将来のことを見越して色々なことを考えていたかもしれないけれどそうじゃなく、今のことしか考えていないからそういう結果になっちゃったのかなって思うと、ここで言ってもしょうがないんですけど。
B 委員	それは結果論だから。
A 委員	結果論というふうにならないためにやるのが議会ですよ。そんなこと言ったら全て結果、結果ですとなっちゃう。
C 委員	いや、だから先に箱物を作っちゃったら人来るのかと、そんなことにならないですよ。
A 委員	それもだから昨日言ったはずですが、それは箱物の前に人が足りないんだから町として人をまず育てておいて、そのために補助金を出してて、そこからというのを昨日もお話をしたはずではあるんですけど。
B 委員	その通り。
C 委員	ただ、今満杯ですよというのは全員に教えてるはずですから、入ってくる人たちに。
A 委員	だけどそれが伝わっていないからそういう話になる。
C 委員	見ていないんです。
A 委員	ただ、その紙で見ればいいという、それもだから紙に書いてある契約書で書いてあって、あんたが見ていないから悪いんでしょというのはある意味詐欺の一つではないですけども、それに近いっていうか。なんかちょっとどうかなあと思っているんですけど。
D 委員	結局、若い人に議員になってもらいたいと。

A 委員	そうですね。だって意見反映されないですから。
D 委員	年寄りばかりじゃなくてね、年齢バランスというか。だからそれを考えると結局、報酬を上げて、若い人にも魅力がある議員をやってくれる人がどんどん入ってくれるような方向に今すぐはできなくてもそういう方向を目指して計画的に上げていくと。
会長	他にありませんか。無いようであれば色んな意見を積み上げてきたかなというふうに思いますけれども、次回の審議会の中で色々とお話、それと事務局の方からでも報告の方があるかなというふうには思いますけれども。事務局から何かございますか。
総務課長	まず今日は皆さんにご協議いただきました内容を整理して、その内容を次回審議会でご報告させていただきます。また、今のお話の中では議員報酬は上げるべきというような雰囲気を感じられますので、それでは、実際にいくらあげるのかといったところまでは行かなかったもので、それについて、次回審議会でご協議したいと思います。 それでは、次回ですが、候補日が色々ありまして、7月2日とか7月3日ですとか、終日事務局側は空いてはいるのですが。 また、細かく言いますと7月6日月曜日の午後から7月8日の午前中、あとは7月9日、10日、我々は、終日空いていますので。
委員	(委員との日程調整)
総務課長	そうしましたら7月8日水曜日の13時30分からとさせていただきます。改めて案内文を送ります。また、今日の審議会の資料の他に次回審議会に向けて、審議するにあたり、追加の資料などがありましたら教えていただきたいのですが。ありませんでしょうか。
委員	(特になし)
総務課長	無いようでしたら、第1回目の審議した内容の要旨をまとめた資料を準備し、委員皆さんに確認していただきたいと思います。
会長	他に委員の皆様の方から何かありますでしょうか。
委員	(特になし)
会長	これで本審議会の審議は全て終了しましたので、これで第1回目の審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。
総務課長	委員の皆様におかれましては、慎重審議いただきまして誠にありがと

	うございました。以上を持ちまして、第 1 回南幌町特別職報酬等審議会を閉会します。お疲れ様でした。
--	---